

【資料1】 第8次多治見市総合計画基本構想及び基本計画(パブリック・コメント案)へのご意見と市の考え方

令和5年9月22日（金）から10月23日（月）までパブリック・コメント手続を実施し、3名の方から18件のご意見をいただきました。
いただいたご意見に対する市の考え方は次のとおりです。

なお、いただいたご意見は次の2つに分類の上、市の考え方を示すに当たっては、ご意見等の要旨に一部下線を付し、その部分を主な内容として市の考え方を記載しています（表では「類型」欄に【A】又は【B】で表しています）

- 【A】 第8次総合計画基本構想及び基本計画（パブリック・コメント案）に対するご意見
【B】 第8次総合計画基本構想及び基本計画（パブリック・コメント案）以外の個別具体的な内容・事業等に関するご意見ご提案

No.		いただいたご意見等の要旨	類型	市の考え方(案)
I	①	総合計画は市の最上位計画であり、各個別計画は総合計画との調整のもとで進行を管理しなければならないと条例にも定められているが、今回の第8次総合計画の作成に伴い、中期財政計画など一部の計画を除き、殆どの個別計画は何の見直しも行われな い。 例えば、令和2年度作成の「都市計画マスタープラン」は、冒頭で第7次総合計画に即すと記載されているが、今回「第7次」を「第8次」に置き換える必要があるのではない か。 個別計画ごとで対象期間が異なるのはやむをえないが、 <u>少なくとも総合計画の更改に合</u> <u>わせて全ての個別計画の見直しを行うことが必要ではないか。</u>	【B】	個別計画には法で計画期間が定められているものもあるため、全ての計画を同時に見直すことはできません。な お、市政基本条例第20条第7項で「総合計画との関係を明らかにし」とあるため、計画期間が令和6年度以降に わたる個別計画については、第8次総合計画の策定・運用開始後、見直します。
I	②	計画は、実践できなければ時間をかけて作成する必要はない。計画とは将来実現する目標で 期限や最終の到達点を明確にする必要があり、努力目標や通常業務は載せる必要はない。ま た、計画に載せた以上、成果や実績の評価は当然であり、結果責任を負わないのであれば意 味がない。 <u>第8次計画を作成する前に、まずは第7次計画の全ての項目（事業）の具体的な経過報告と</u> <u>その実績評価が必要。そしてそれを「主役」である市民に公開する義務がある。市民にとっ</u> <u>て計画以上にその結果が重要になるのは言うまでもない。</u>	【A】	市では令和2年度から基本計画事業単位で重要成果指標（KPI）を設定し、毎年、有識者や市民で構成する外部委 員会、市議会において目標達成度の評価を行い市ホームページで公開しています。なお、今回の第8次総合計画 は、第7次総合計画の成果の確認・課題の抽出を行った上で、策定を進めています。
I	③	「デジタル化の推進」、「市民との連携促進」とあるが、まずは <u>市役所の仕事を見直し、行</u> <u>政サービスの充実を図っていただきたい。</u> 1 家族に不幸があった場合の届け出 （1） <u>受付窓口の共通化</u> 市役所では複数の窓口（市民課、保険年金課、税務課など）を回る必要があるが、なぜ窓口 の共通化を図らないのか。 家族に不幸があった場合、市役所だけではなく年金事務所や法務局、場合によっては税務 署、金融機関などへも行く必要があり、負担軽減に取り組んでほしい。 （2） <u>提出書類の庁内共有化</u> 手続きに必要な戸籍謄本などは、金融機関や法務局ではコピーをとって原本が返却される が、なぜ市役所では原本でないといけないのか。書類の庁内共有化を図ってほしい。 2 <u>脳ドック助成金の申請手続きの効率化</u> 本人確認も不要なのに、なぜわざわざ窓口で申請する必要があるのか。ネット申請でもよい のではないか。この方がチェックや登録作業が自動化され効率化に繋がると思う。また、申 請手段に郵送だけではなくFAXも追加してほしい。	【B】	市では、行政改革大綱に基づき、業務改善や組織の見直しに取り組んでいます。今後も市民ニーズを把握し、 サービスの充実や利便性の向上に努めてまいります。 1－（1）受付窓口の共通化について、本市では、お亡くなりになった方のご遺族に対して必要な手続きをご案 内する「白菊（おくやみ）コーナー」を設置しています。今後も事務手続きの時間短縮等や負担軽減に一層取り 組んでまいります。 1－（2）提出書類の庁内共有化について、国や県が所管する事務を市が窓口として対応している場合は、書類 を進達する必要があるため原本の提出が必要になります。市の所管事務では写して対応する場合がありますが、 サービスを受益したり承継したりするための手続（市営墓地等）では、必要書類として原本の提出を求めています。 2 脳ドック助成金の申請は①事前申込と②受診後の申請があります。 ①まず、費用助成を受けるための申込が必要となり、それに関しては郵送でも可能であり、地区事務所での申込 も可能としています。 ②脳ドックを受診した後に、費用助成の申請手続きが必要となります。その際は、振込口座の確認と健診結果の 提出が必要となるため、窓口での対応とさせていただいています。 そのため①については窓口申請に限らず、郵送でも申請は可能ですが、ファックスは誤送信の恐れがあるため、 申請手段としては考えていません。ネットでの申請は、方法を含め検討します。

No.		いただいたご意見等の要旨	類型	市の考え方(案)
I	④	「市民の声を市の施策につなげるため、市民と行政の連携を促進します」とあるが、どのような方法で促進するのか。 パブリック・コメント手続条例では「提出された意見等を考慮して、対象事案についての意思決定を行う」とあるが、実際には真摯に対応しているとは思えない。中には、コメントの趣旨を理解していない「市の考え方」も見られるが、「市の考え方」は最低限、質問の意図に沿ったものとし、誰もが納得できる理由で丁寧な回答が必要ではないか。コメントは全て公開し、都合の悪いコメントには理由を付して否定すればよい。 また成果として過去の事案や意見等の件数を公開しているが、実際に意思決定に考慮された件数を公開しないと本来の成果とは言えない。 本当の意味で市政への市民参加を促すためには、全職員が「市民参加条例」や「パブリック・コメント手続条例」を理解し、正しく実践することが必要ではないか。	【A】	市の政策は、検討段階から市民の意見を伺った上で進めています。また、地区懇談会や意見交換会、各種アンケート、パブリック・コメント手続、少人数の座談会方式で行う市長との意見交換会など、様々な手法を活用して幅広い年代からの意見聴取を行い、市の政策につなげています。
I	⑤	今回の基本計画は第7次と比べてずいぶん読みやすく感じたが、ルーチンワーク的なものが計画に入れていることが気になる。計画とは今後の目標であり、企業誘致課が企業誘致を進めるのは当たり前のこと。ただし、誘致する企業数などが目標にあれば、それは計画になる。総合計画の位置づけにもよるが、ルーチンワーク的なものは他の本来の計画事項とは分けたほうが分かりやすいのではないか。	【A】	企業誘致を含め、基本計画に掲げる全ての事業には重要成果指標（KPI）を設定し、具体的な目標を掲げています。通常業務は総合計画事業と分けて取り組んでいます。
I	⑥	マイナンバーカードについて質問します。 （1）7次前期・後期ともに「マイナンバーカードを活用したサービスを検討します」とあるが、この8年間にどんな活用サービスを検討したのか。そのうち、実現の見込みのあるサービスはあるか。 （2）DX化でリモート窓口となった場合、本人確認にマイナンバーカードの活用が考えられるが、これについてはどこまで検討されているか。そもそもマイナンバーカードの活用は自治体独自に考えてよいものか。 （3）第8次で計画が中止されたのであればその理由は何か。	【B】	（1）マイナンバーカードを活用したオンライン申請サービス「ぴったりサービス」等の拡充を進めています。また、住民票の写しなどのコンビニ交付の導入・運用に取り組むこととしています。 （2）リモート窓口について、まずは支所等と本庁舎を結ぶ遠隔窓口の試行を検討しています。また、マイナンバーの活用方法については、自治体が独自に考えることも可能です。 （3）基盤-施策4-2の中で、継続して取り組みます。
I	⑦	「多様な機会を通して市民参加を推進します」について、市は市民の意見を聞く気が全く無いように思う。特にパブリック・コメントでの「市の考え方」は酷く、制度そのものが形骸化していると思えない。これまでもいろいろコメントしてきたが真剣に考えられたと思われる回答は一つもなかった。総合計画（基本構想）のコメントに対する「市の考え方」も、市のやり方を理由も付けずに繰り返すのみであった。市の職員にはコメント内容を理解する読解力がないのか。 本来は議会が検証の役割を担うはずだが、市議会には行政監視能力がないため、<u>議会に代わってパブリック・コメントの検証を行う組織（※）の立ち上げを要請する。</u> （※）実施機関がコメントの内容に真摯に答えているか、適切なものかを検証するもので、パブリック・コメントの募集単位毎にコメント投稿者の要請により開催。メンバーは、投稿者、議員、実施機関各1名、法律と文章表現に詳しい専門家（弁護士、司法書士など）1名で構成し事務局は不要。その結果、相応しくないとされた回答には再提出を命ずる権限を付与してほしい。	【B】	第8次総合計画策定に当たっては、関係団体との意見交換や高校生との懇談会、ウェブアンケート、地区懇談会でのアンケート、市民委員会、パブリック・コメント手続等、様々な市民参加の機会を経て進めてきました。なお、パブリック・コメント実施状況など、市政全般に関わる事業の検証は、市議会や監査委員が担うべき役割であり、別組織の立ち上げは行いません。

No.		いただいたご意見等の要旨	類型	市の考え方(案)
I	⑧	基本構想を基に作成する基本計画が、何故担当部署ごとの小さな計画ばかりになってしまうのか。なぜ、人口減少や厳しい財政状況が続くと懸念されているなかで、各部署を横断的にとらえた市役所全体としての大きな計画がないのか。市民の利便性向上、健全な行財政運営と言いながら、これまでのやり方を繰り返しているだけで本当に大丈夫か。そろそろできることから改善して行かないと手遅れになるような気がする。 ついては、<u>当面の対策として次のような改善を提案する。</u> (1) 共通受付窓口の設置 市民がよく利用する受付窓口（市民課（戸籍謄本などの発行業務を除く）、保険年金課、福祉課、高齢福祉課、税務課、環境課等）を一本化し市民サービスの向上を図る。この受付窓口は専門的な知識が必要な総合窓口ではなく、本人確認と申請事項の検証・登録や書類等の発行、簡単な相談を受け付けるだけの窓口であり専門的な相談等は担当部署を案内する。市民にとっては窓口を探したりすることがなくなるため利便性向上につながるのではないか。 (2) 紙媒体による連絡手段の削減 現在、税金や保険関係の通知は紙で郵送されてくるが、メールやサーバー検索での対応も可能にすれば、市民の利便性向上、印刷・発送作業の省力化、郵便代の節約につながるのではないか。 (3) 全部署横断的なプロジェクトチームの設置 厳しい将来を踏まえ、市役所全体における課題の洗い出しとその対策などを検討するための全部署横断的な役割を担うプロジェクトチームの設置が必要ではないか。	【B】	市では、行政改革大綱に基づき、業務改善や組織の見直しに取り組んでいます。今後も市民ニーズを把握し、サービスの充実や利便性の向上に努めてまいります。 (1) 共通受付窓口の設置については、市役所全体の組織機構再編成を検討する中で参考にします。 (2) 紙媒体による連絡手段の削減については、市役所全体の行政サービスのデジタル化を進める中で参考にします。 (3) 横断的な役割を担うプロジェクトチームの設置については、市役所全体の組織機構再編成を検討する中で参考にします。
I	⑨	「行政サービスのデジタル化を推進し、市民の利便性向上を図ります」とは、<u>具体的にどのようなサービスを考えているか。また、いつごろの適用を考えているか。</u>また「情報セキュリティを適正に確保します」で、あえて「<u>適正に</u>」と入れた意味は何か。	【A】	行政サービスのデジタル化の主なものとして、マイナンバーカードを活用したオンライン申請サービス「ぴったりサービス」の拡充や住民票の写しなどのコンビニ交付の導入・運用を考えています。また、情報セキュリティは単に確保するだけで良いものではなく、正しく（適正に）確保する必要があるため文言を付しています。
I	⑩	「自治組織の活動が持続可能となるように支援します」とのことだが、<u>具体的にどのような支援をしてもらえるのか。</u> 当町内会が高齢化が進み持続が難しくなっており、福祉委員や青少年委員の仕事は本来、行政のやるべきことだと思うが高齢者が無理をしてやっている。こうした場合、「くらし人権課」の職員が変わってやってくれるのか。	【A】	市が地域の方に代わって担うことはできませんが、市政協力業務委託金の継続や、区長会との検討結果を踏まえた自治組織活動の支援策の展開等を考えています。なお、福祉委員については市社会福祉協議会が主体となっており、青少年委員については市青少年まちづくり市民会議と連携して、各地域のやり方で見守り活動や子ども若者育成活動が行われています。
I	⑪	「多様な団体・市民の声を聴き、広角的な視点で議論します」とあるが、特定の団体とのみ意見交換やアンケートを行うのでは「多様な団体の声」とはならないため、対象団体を選ぶ基準を明確にし、毎年度団体を変更するといった公平性が必要。 また、市の職員（事務局）がいない方が正直な意見が出やすいため、検討（議論）は団体メンバーのみに委ねたほうが良い。 特定の団体以外や対象から外れた団体の意見についての問題もあるため、市が選ぶ特定の団体や利用者が限られるホームページでのアンケート募集だけでなく、<u>関連性の深いテーマによっては、自治会組織を通じて広く生の声を収集するといった仕組みも必要ではないか。</u>	【A】	第8次総合計画策定に当たっては、団体や個人を限定せずに行う地区懇談会でのアンケート（547件）、無作為抽出による市民意識調査（1,079件）を行うことで、市民の声としてのご意見を伺うこととしました。なお、本ご意見の内容は、次期計画策定時に検討します。

No.		いただいたご意見等の要旨	類型	市の考え方(案)
1	⑫	環境との共生の中に「 <u>廃棄物の不適正処理対策を進めます</u> 」とあるが、具体的にどのような対策を実施されるのか。 リサイクル・ステーションによっては夜中に大量のごみを不法に捨てる人もみられるが、こうした不法投棄に対する対策として何をしてもらえるのか。要望すれば監視カメラの設置などの対策をしてもらえるのか。	【A】	同事業は第7次総合計画からの継続事業であり、不法投棄・不適正処理監視パトロールや美化推進重点地区での地域美化活動の促進などが含まれます。また、リサイクルステーションは、地域に管理をお願いしています。分別方法の周知についてはご協力をお願いします。なお、悪質な不法投棄については、警察と連携して対応します。
1	⑬	行政の改革の一環として「 <u>総合計画の実施・成果を評価し、改善や政策立案につなげます</u> 」とあるが、 <u>具体的な期限もない計画を誰がどのように評価するのか。</u> (1) 市民病院の医療体制の充実や産科の開設は進んでおらず診療日が縮小している科もあるが、第8次でも同じ計画をあげている。これについてはどんな評価をされるのか。 (2) 第7次計画の「マイナンバーカードを活用したサービスを検討する」が第8次では削除されている。何を検討したのかも示さずに削除していいのか。これはどんな評価をされるのか。 (3) 第7次計画で実際に改善や政策立案につなげたものはあるか。 (4) 基本計画のパブリック・コメントの結果を市民に報告しないのは無責任ではないか。 <u>第7次基本計画の全てについて、その結果や状況を公開しパブリック・コメントとして募集していただきたい。</u>	【A】	総合計画の計画期間は8年間で前半4年間で前期計画、後半4年間で後期計画（展望計画）としており、市長任期（4年間）ごとに見直しを行います。また、基本計画事業（実行計画）は、毎年、有識者や市民で構成する外部委員会、市議会において目標達成度の評価を行い、市ホームページで公開しています（令和4年度分まで公表済）が、各事業の成果指標については、今回の第8次総合計画の運用開始に合わせて見直す予定です。 ご意見のうち、 (1) 産科開設については新型コロナウイルスの影響や人財確保の課題等により実現には至っていませんが、引き続き指定管理者と連携して取り組みます。また、市民病院の診療日の縮小についても、指定管理者と協議しながら充実を図っています。 (2) 同事業については、引き続き、基盤-施策4-2の中で取り組みます。 (3) 第7次では「総合計画の進行管理、事業評価を行い、評価結果を予算に反映し、事業を実施します」であり、今回の第8次で「改善や政策立案につなげていく」としました。総合計画の評価は、毎年、市の事業評価委員会や市議会で行っており、いただいた意見を参考に、適宜、事業の改善等につなげています。 (4) 第7次総合計画基本計画のパブリック・コメント手続では、令和元年9月に実施し1件のご意見をいただきました。市ホームページでは、過去3年度のパブリック・コメントの結果を掲載しているため、該当のページは令和元年から令和4年度末まで公開していました。 なお、基本計画事業の評価（結果や状況）については、多治見市パブリック・コメント手続条例（平成19年条例第35号）の対象事案に当てはまらないため、パブリック・コメント手続を行うことは考えていません。
2	①	政策の柱1-施策2-事業6「 <u>18歳までの医療費を無償化します</u> 」について、 <u>着実に早期に実施していただきたい。</u>	【A】	第8次総合計画前期計画期間内で実施予定です。
2	②	政策の柱1-施策2-事業6「 <u>18歳までの医療費を無償化します</u> 」について、新聞報道によると、令和6年度に準備、令和7年4月から実施予定とあったが、 <u>準備に1年間も必要なのか。</u> 瑞浪市同様、 <u>来年度の少しでも早い時期に実施していただきたい。</u> また、 <u>18才までの医療費無償化、保育料無償化、給食費無償化に要する費用の金額を、第6章「財政の見通し」に施策ごとに記載していただきたい。</u>	【A】	18歳までの医療費無償化の実施には、対象者への周知や医療機関との調整、予算確保等の準備が必要です。なお、実施開始時期のご要望については、担当課に伝えます。 また、基本構想第6章「財政の見通し」には、多治見市健全な財政に関する条例第16条に定める事項を記載しており、事業別の具体的な金額を記載することは考えていません。
2	③	<u>基本構想におけるパブリック・コメント手続について、「お寄せいただいたき貴重なご意見やご提案は、整理したうえで公表するとともに、今後第8次総合計画を策定するうえで参考とさせていただきます」とあったが、その見解はなく、今回の基本構想の内容も同じであった。</u> 多治見市パブリック・コメント手続条例第9条に「 <u>提出された意見等の概要及び提出された意見に対する実施期間の考え方を公表し、当該意見等を実施期間の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない</u> 」とあるため、 <u>確実に実施していただきたい。</u>	【B】	基本構想（案）に対するご意見と市の考え方は、多治見市公式ホームページの「意見募集（パブリック・コメント）」ページの「募集を終了した案件」内「令和5年度パブリック・コメント終了一覧」の中において、9月13日付けで公表しています。
2	④	基本構想第6章「財政の見通し」について、基本計画（案）とともにパブリック・コメントを行うとあったため確認していた。多治見市パブリック・コメント手続条例第7条に「 <u>実施機関は、公表の日から30日以上期間を設けて、対象事案についての意見等の提出を受け付けなければならない</u> 」とあるが、 <u>基本計画（案）のパブリック・コメントをインターネットで見つけたのは10月17日であった（ページの更新日は9月22日になっていた）</u> ため、 <u>意見募集期間を延長していただきたい。</u> なお、同条例には「 <u>緊急の場合等には理由を明らかにして期間を短縮することができる</u> 」とあるため、これを適用したのであれば、理由を明記いただきたい。	【B】	本件のパブリック・コメント募集期間は9月22日から10月23日までの31日間（初日不算入）です。公表の日から30日以上期間を設けて意見募集を行っている（期間短縮はしていない）ため、募集期間の延長は考えていません。
3	①	「 <u>18歳までの医療費を無償化します</u> 」について、 <u>昨今の諸物価高騰の中で、親の子育て、教育費、医療費等の負担は本当に重く切実である。</u> 新聞報道によると、令和7年4月から実施予定とあったが実施までに2年かかるというのは遅すぎる。 <u>一日でも早く実施していただきたい。</u>	【A】	18歳までの医療費無償化の実施には、対象者への周知や医療機関との調整、予算確保等の準備が必要です。なお、実施開始時期のご要望については、担当課に伝えます。